

ドローン保険 重要事項説明書

ドローン保険（動産総合保険）にご加入いただくお客様へ

2024年3月1日以降始期用

本紙は、「動産総合保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご加入者と被保険者が異なる場合は、本内容をご加入者から被保険者にご説明ください。

ご加入いただく際は、加入画面でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、本紙最終ページに記載の「お問い合わせ先」（以下「お問い合わせ先」といいます。）までお申し出ください。

本紙はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、契約者様にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※ この保険は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）が提携するドローン事業者を契約者とし、契約者が被保険者であるドローン所有者（ドローンユーザー）に対して加入勧奨する包括契約方式の保険です。

※ 重要事項説明書は電子ファイルでの提供となります。電子ファイルで保存されることをおすすめします。

マークの
ご説明



保険商品の内容をご理解
いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益となる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



- この保険は、機体の補償と賠償責任の補償から構成されています。いずれか一方または両方をご加入いただけます。
- 補償内容に応じて、動産総合保険普通保険約款に各種特約を付帯します。賠償責任の補償をご希望の場合は、損害賠償責任担保特約条項を付帯します。具体的な補償内容は、ご加入時に選択したプランによって決定します。
- プランごとの補償内容は、＜別紙1＞＜別紙2＞をご確認ください。

機体の補償	不測かつ突発的な事故により、保険の対象について生じた損害を補償します。
賠償責任の補償	保険の対象の所有、使用または管理に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

2 保険の対象、基本となる補償、保険金額の設定方法等

① 保険の対象



次の条件を満たす加入者証記載のドローンおよび付属品*1がこの保険の対象となります。

*1 付属品とは、ドローンに搭載するカメラ等をいいます。付属品を保険の対象に含める場合は、ご加入時に保険の対象とする付属品を明記いただきます。

保険の対象となるドローン	総重量200g以上150kg未満（燃料、薬剤、カメラ等の付属機器を全て搭載した状態での重さをいいます。）で保険金額が10万円以上1,000万円以下のドローン（人が乗って航空の用に供することができない遠隔誘導式回転小型翼機をいい、手投げ式、カタパルト式、滑走式等の固定翼機は含みません。）ただし、軍用、曲技用のものは除きます。
--------------	--

② 基本となる補償



保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

また、次の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いする場合があります。

■ 保険金をお支払いする主な場合

次のような不測かつ突発的な事故による損害が保険金のお支払対象となります。

火災



盗難



物体の衝突



第三者への賠償責任



■ 保険金をお支払いしない主な場合

機体の補償
<ul style="list-style-type: none"> ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ● 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。） ● 次のいずれかに該当する事由によってその部分に生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の対象の自然の消耗または劣化 ・ ボイラスケール ・ 保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他これらに類似の事由 ・ ねずみ食いもしくは虫食い等 ● 保険の対象のかしによって生じた損害 ● 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）やこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 ● ご契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ● 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ● 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等（修理、清掃等）の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。） ● 電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害（火災、破裂または爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。） ● 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ● 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 水災によって生じた損害 ● 保険の対象に加工（修理、清掃等の作業を除きます。）を施した場合における加工着手後に生じた損害 ● ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害
賠償責任の補償
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、記名被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または記名被保険者以外の被保険者の故意によって生じた損害 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）やこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 ● 他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ● 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任 ● 被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の被保険者の使用人（請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づいて、被保険者の指揮、命令または監督下において被保険者の業務に従事する者を含みます。）に対する対人事故に起因する損害賠償責任 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対する損害賠償責任

※ 上記は、普通保険約款および損害賠償責任担保特約条項の内容を記載したものです。別途、ご加入のプランごとに付帯される特約条項の規定が適用されます。

③ お支払いする保険金



この保険の普通保険約款および損害賠償責任担保特約条項において、お支払いする保険金は次のとおりです。

機体の補償

● 損害保険金

- 保険の対象について生じた損害について損害保険金をお支払いします。
- 損害額の算出は、時価額に基づいて行います。（新価保険特約条項が付帯される場合は、以下に記載する算出方法によらず、再調達価額に基づいて損害額の算出を行います。）
- お支払いする損害保険金は保険金額を限度とします。（ただし、保険金額が時価額を超える場合は、時価額を限度とします。）

＜お支払いする損害保険金＞

全損の場合・・・時価額または保険金額のいずれか低い額とします。

分損の場合・・・通常の修理費用を損害額としてお支払いします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。なお、保険金額が時価額に満たない場合は、次の計算式により損害保険金を算出します。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額}}$$

● 臨時費用保険金

損害保険金が支払われる場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、損害保険金の30%をお支払いします。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

● 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）に対して、損害保険金の10%を限度とし、保険金をお支払いします。

● 損害拡大防止費用

保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために支出した必要または有益な費用（保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）から損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。）をお支払いします。ただし、普通保険約款または付帯される特約条項の規定により保険金が支払われない場合を除きます。

● 権利保全費用

弊社が補償をご提供するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

賠償責任の補償

● 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が第三者である被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。

● 損害防止費用

事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をお支払いします。

● 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用をお支払いします。

● 権利の保全・行使手続費用

他人に損害賠償の請求をできる場合においてその権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用をお支払いします。

● 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等をお支払いします。

● 示談交渉費用

被保険者の行う折衝または示談について、お支払いする保険金に加え被保険者が弊社の同意を得て支出した費用をお支払いします。

● 協力義務費用

被保険者の行う折衝または示談について、お支払いする保険金に加え被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。

＜お支払いする保険金＞

- 1回の事故につき支払う保険金の額は、次の計算式により算出します。ただし、損害賠償責任担保特約条項の支払限度額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償金の額	+	損害防止費用、緊急措置費用および権利の保全・行使手続費用の額	-	自賠償保険等によって支払われる金額がある場合はその額	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	=	保険金の額
----------------------------------	---	--------------------------------	---	----------------------------	---	---	---	-------

- 争訟費用および被保険者が弊社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金の額については、1回の事故における損害賠償責任の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のその損害賠償責任の額に対する割合により、削減してお支払いします。

※別途、ご加入のプランごとに付帯される特約条項の規定が適用されます。

④ 被保険者

被保険者（補償を受けることができる方）は次のとおりです。

機体の補償
● 保険の対象の所有者（ご加入者に限ります。）となります。
賠償責任の補償
● 次のいずれかに該当する者をいいます。 a. 記名被保険者 b. 記名被保険者の同居の親族で保険の対象を使用または管理中の者 c. 記名被保険者の承諾を得て保険の対象を使用または管理中の者。ただし、取扱業者が業務として受託した保険の対象を使用または管理している間を除きます。 d. 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者が保険の対象をその使用者の業務に使用している場合に限りです。 e. 記名被保険者が未成年または責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその者を監督する者 f. bまたはcに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 ※ 被保険者相互間における他の被保険者は、第三者とみなしません。ただし、記名被保険者がc、dまたはfの者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

⑤ 付帯する特約

この保険には、プランごとに〈別紙1〉に記載の特約条項がセットされます。特約条項の概要については、〈別紙2〉をご確認ください。

⑥ 保険金額の設定

保険金額は、保険の対象の時価額（新価保険特約条項が付帯される場合は、再調達価額とします。）に基づいてお決めください（付属品を保険の対象に含める場合は付属品を含めた金額としてください。）。これらの金額を超えて保険金額を設定しても、これらの金額を超えて損害保険金は支払われません。また、保険金額が時価額（新価保険特約条項が付帯される場合は、再調達価額とします。）に満たない場合は、保険金のお支払いがその満たない割合に応じて削減されますのでご注意ください。

⑦ 保険責任期間の開始・終了時期

保険責任期間は、原則1年間です。弊社の保険責任は、次のいずれか遅い時に始まり、その時の属する日の1年後の応当日の前日の午後12時に終わります。

ア. 被保険者が指定する保険責任開始日の午前0時

イ. クレジットカード払方式の場合は、保険契約者が被保険者から保険料相当額を領収した日の翌日午前0時

ウ. 銀行振込方式の場合は、被保険者がキャッシュレス決済手段のサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、支払サービスを提供する事業者またはそれを代行してサービスを提供する決済代行業者を通じて被保険者に対して保険料相当額全額の決済手続きが完了したことが手続画面に表示された日の翌日午前0時または保険契約者から被保険者に自動連絡がなされた日の翌日午前0時

※実際の保険責任期間については、加入者証にてご確認ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご加入の種類、保険の対象の種類、過去の損害発生状況等により決定されます。

※実際にご加入いただく保険料については、加入画面にてご確認ください。

② 保険料の払込方法等

保険料はご加入タイプ等によって決定されます。保険料や払込方法については、具体的な保険料の額や、お選びいただける払込方法等は加入画面をご確認ください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、払込期日までに払い込みください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入画面等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2 クーリングオフについて



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 補償の重複に関するご注意



- 補償内容が同様の保険契約（特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務



ご加入される保険には、通知義務はありません。

※なお、保険の対象が変更となった場合は、ご加入を解除させていただく場合がございます。

※通知義務の対象ではありませんが、ご加入者様の住所等を変更した場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。

2 解約される場合



ご加入を解約される場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を解約日以降に請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い



保険契約者である企業または団体は弊社に本契約に関する個人情報を提供いたします。弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者および加入者に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご契約は無効になります。
- 以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・ この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

3.保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人 * 1」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80% * 2まで補償されます。

*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。

*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%まで補償されます。

※ 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4.その他加入に関するご注意事項



- この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。
- 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

ただし、損害賠償責任担保特約条項においては、損害の額が他の保険契約等により支払われるべき保険金または共済金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金をお支払いします。

5.事故が起こったとき

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。

(1) 賠償事故に関わる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金のご請求にあたっては、「保険約款」に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります（その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。

- ・ 損害額を証明する書類（被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。）
- ・ 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- ・ 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・ 事故の発生した敷地内の見取図
- ・ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

「お問い合わせ先」

- ◇代理店 : 株式会社インシュアランス サービス 東京法人営業部
住所 : 160-0004 東京都新宿区信濃町35 信濃町煉瓦館4F
TEL : 03-5357-7298 (受付時間 : 平日9:00~17:00)
- ◇引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 航空宇宙・旅行産業部 航空営業課
住所 : 〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間 : 平日 午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



通話料
有料



本紙で用いる用語解説

■ 契約者

保険契約の当事者 (保険料を払い込みいただく方) であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。「保険約款」には、「保険契約者」と記載されています。

■ 被保険者

補償を受けることができる方をいいます。

■ 時価額

再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

■ 保険金額

ご契約金額のことをいいます。

■ 再調達価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

■ 払込期日

保険料を払い込んでいただく期限のことをいいます。

■ 解除

弊社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

「動産総合保険の約款 (普通保険約款、特約条項)」の提供方法についてはご契約者様にお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

詳しい補償内容については約款に記載していますので、ご契約者様までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。



東京海上日動火災保険株式会社

3201-GN01-B22157-2401

【プランごとに付帯される特約条項】

○…付帯あり、-…付帯なし、△…ご加入者ごとに選択可能

共通	
特約名称	全プラン
保険料に関する規定の変更特約条項	○
重大事由解除変更特約条項	○
サイバー攻撃による事故の補償限定特約条項	○
テロ危険不担保特約条項	○
包括契約特約条項	○

機体の補償				
特約名称	シンプルプラン (D1)	ベーシックプラン (D1+)	(事業者のみ) 充実プラン (D2)	(事業者のみ) 海外プラン (D3)
使用人等の不正行為免責特約条項	○	○	○	○
単独汚損・擦損不担保特約条項	○	○	○	○
万引危険免責特約条項	○	○	○	○
管球類単独損害不担保特約条項	○	○	○	○
冷凍・冷蔵物特約条項	○	○	○	○
航空運賃不担保特約条項	○	○	○	○
単独損害不担保特約条項	○	○	○	○
捜索および回収に関する特約条項	○	○	○	○
新価保険特約条項	○	○	○	○
代位求償権放棄特約条項	○	○	○	○
臨時費用保険金不担保特約条項	○	○	○	○
国内のみ担保特約条項	○	○	○	-
修理・解体・据付・組立等作業危険担保特約条項	○	○	○	○
代替品レンタル費用担保特約条項	-	○	○	-
操縦訓練費用担保特約条項	-	-	○	-
データ復旧費用担保特約条項	△	△	△	△

賠償責任の補償				
特約名称	(個人のみ) 個人プラン (S0)	(事業者のみ) シンプルプラン (S1)	(事業者のみ) 充実プラン (S2)	(事業者のみ) 海外プラン (S4)
損害賠償責任担保特約条項	○	○	○	○
人格権侵害担保特約条項	○	○	○	○
初期対応費用担保特約条項	-	-	○	○
訴訟対応費用担保特約条項	-	○	○	○
被害者治療費用担保特約条項	-	-	○	○
宣伝侵害担保特約条項	-	○	○	○
財物損壊の範囲拡大に関する特約条項	-	-	○	○
国外一時持ち出し危険担保特約条項	-	-	-	○
国外事由不担保特約条項	-	○	○	-

【各特約条項の概要】

共通	
特約名称	概要
保険料に関する規定の変更特約条項	保険料について、解除の際の取扱い、保険料の変更、追加または変更などについて規定する特約です。
重大事由解除変更特約条項	次のいずれかに該当する場合は、契約を解除できることを定めた特約です。 ①保険契約者または被保険者が弊社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合 ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 ③保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合
サイバー攻撃による事故の補償限定特約条項	サイバー攻撃に起因する損害（損失または費用を含みます。）について、保険金をお支払いしない特約です。ただし、サイバー攻撃により保険の対象について火災・破裂・爆発が生じた場合（ただし、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。）または保険契約者もしくは被保険者が個人（個人事業主を除きます。）の場合を除きます。
テロ危険不担保特約条項	テロ行為またはテロ行為を抑制・防止する目的もしくはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしない特約です。
包括契約特約条項	この保険契約における保険の対象の範囲、保険責任期間などについて規定する特約です。

機体の補償	
特約名称	概要
使用人等の不正行為免責特約条項	保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人、同居の親族または使用人が行った窃盗、強盗、恐喝等の犯罪行為またはそれに準じる不正な行為によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしない特約です。
単独汚損・擦損不担保特約条項	保険の対象の汚れ、擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害（これら以外の損害と同時に発生した場合を除きます。）に対しては、保険金をお支払いしない特約です。
万引危険免責特約条項	万引きによって保険の対象である商品・製品等に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしない特約です。
管球類単独損害不担保特約条項	真空管、ブラウン管、電球その他これらに類似の管球類に生じた損害（その他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。）に対しては、保険金をお支払いしない特約です。
冷凍・冷蔵物特約条項	冷凍・冷蔵装置の温度変化のために生じた損害に対して保険金をお支払いするのは、火災・破裂・爆発または保険の対象を搭載した自動車等の交通乗用具の不測かつ突発的な事故によって、冷凍・冷蔵装置に物的損傷がありかつ24時間以上の冷凍・冷蔵機能の停止があった場合に限る特約です。
航空運賃不担保特約条項	保険の対象の損傷を修繕するため保険の対象の全部または一部、代替部品、修繕用機材等を航空輸送する場合の、航空輸送により増加した費用はお支払いしない特約です。

<p>単独損害不担保特約条項</p>	<p>ブレードに単独で生じた損害に対しては保険金をお支払いしない特約です。</p>
<p>搜索および回収に関する特約条項</p>	<p>使用中の保険の対象に事故が生じた場合において、被保険者が保険の対象を搜索するために支出した必要かつ有益な費用に対して、保険金額の10%に相当する額を限度として、搜索費用保険金をお支払いする特約です。また、無人ヘリコプターを回収するために支出した必要かつ有益な費用については、損害の額に含めて損害保険金をお支払いします。</p>
<p>新価保険特約条項</p>	<p>減価割合が50%以内の保険の対象について、損害額の算出を再調達価額に基づいて行う特約です。ただし、損害が生じた日から2年以内に復旧を行わない場合は、時価額に基づいて損害額を算出してお支払いします。</p>
<p>代位求償権放棄特約条項</p>	<p>保険金を支払うべき損害が、保険の対象の受託者、賃貸借契約もしくは使用賃借契約に基づき保険の対象を占有している者または契約者もしくは被保険者の承諾を得て保険の対象を使用中の者の行為によって生じた場合は、故意または重過失による場合を除き、その者に対する代位求償権を行使しない特約です。</p>
<p>臨時費用保険金不担保特約条項</p>	<p>臨時費用保険金をお支払いしない特約です。</p>
<p>国内のみ担保特約条項</p>	<p>保険の対象が日本国内にある間に生じた事故による損害に対してのみ保険金をお支払いする特約です。</p>
<p>修理・解体・据付・組立等作業危険担保特約条項</p>	<p>保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害を補償する特約です。</p>
<p>代替品レンタル費用担保特約条項</p>	<p>保険の対象に損害が生じた場合において、その保険の対象を復旧するまでの間、被保険者が代替品を賃借するために支出した費用に対して、保険金額の10%に相当する額を限度として、代替品レンタル費用保険金をお支払いする特約です。ただし、損害が生じた保険の対象を賃借する場合に要する費用を限度とします。</p>
<p>操縦訓練費用担保特約条項</p>	<p>事故によって操縦中の保険の対象に損害が生じた場合または保険の対象が行方不明になった場合に、被保険者が操縦訓練や再発防止コンサルティングを行うために支出した費用（事故発生日から3か月以内に申込みをしたものに限り）に対して、保険金額の10%に相当する額または10万円のいずれか低い額を限度として、保険金をお支払いする特約です。</p>
<p>データ復旧費用担保特約条項</p>	<p>保険の対象の損壊、サイバー攻撃、誤操作等によって、保険の対象に記録された情報（預かったものは除きます。）に損害が生じた場合に、その情報を修復、復元、または同種同等のソフトウェアを再取得するために要した費用に対して、1回の事故につき、支払限度額を限度として、損害の額から1万円を差し引いた額をお支払いする特約です。</p>

賠償責任の補償

特約名称	概要
損害賠償責任担保特約条項	保険の対象の所有、使用または管理により他人の生命もしくは身体の障害または他人の財物の滅失、破損もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いの対象とする特約です。
人格権侵害担保特約条項	不当な身体拘束または表示行為による、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害について、被保険者が負う法律上の損害賠償責任を補償する特約です。ただし、被保険者による採用、雇用もしくは解雇に関して行われた不当行為または広告・宣伝活動、放送活動もしくは出版活動によるものを除きます。
初期対応費用担保特約条項	「賠償責任の補償」において補償対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の被害者への見舞費用等の社会通念上妥当な初期対応費用を補償する特約です。
訴訟対応費用担保特約条項	「賠償責任の補償」において補償対象となりうる事故が発生し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、被保険者が応訴のために負担する事故の再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当な訴訟対応費用を補償する特約です。
被害者治療費用担保特約条項	対人事故が発生した場合に、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、被保険者が負担した被害者の治療費用を補償する特約です。
宣伝侵害担保特約条項	人格権侵害担保特約条項の補償範囲を拡大し、広告・宣伝によって発生した宣伝侵害について、被保険者が負う法律上の損害賠償責任をお支払いの対象に含める特約です。ただし、広告業、放送業、出版業、映画・ビデオ製作業または情報サービス業を営む被保険者によって行われた広告・宣伝または不当行為は除きます。
財物損壊の範囲拡大に関する特約条項	対人・対物事故を伴わずに不測かつ突発的に発生した事故により他人の財物の使用を阻害したことについての賠償損害を補償する特約です。
国外一時持ち出し危険担保特約条項	保険の対象を一時的に日本国外へ持ち出す場合に限り、人格権侵害担保特約、被害者治療費用担保特約、訴訟対応費用担保特約について国外の事故についても補償をする特約です。
国外事由不担保特約条項	「賠償責任の補償」について、日本国内で発生した事故に対してのみ保険金をお支払いする特約です。